

## 田原市地域公共交通計画別紙の変更について

公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請にあたり、令和6年6月14日の第1回田原市地域公共交通会議で承認をいただいた田原市地域公共交通計画別紙について、一部内容を変更する必要があるため、以下のとおり変更申請書を提出したく、ご協議いただくものです。

### ○変更日

令和6年12月27日

### ○変更箇所

資料のうち、赤字で記載の部分

・田原市地域公共交通計画別紙

・表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(フィーダー補助系統)

旧	新
田原市地域公共交通計画別紙 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (1) 事業の目標 ノンステップEVバス車両1台(令和7年1月頃更新予定)	田原市地域公共交通計画別紙 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (1) 事業の目標 ノンステップバス車両1台(令和7年12月頃更新予定)
田原市地域公共交通計画別紙 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 (3) 費用総額 29,600千円(消費税を除く) (4) 負担者及び負担総額 田原市 22,100千円 国庫補助金 7,500千円	田原市地域公共交通計画別紙 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 (3) 費用総額 18,483千円(消費税を除く) (4) 負担者及び負担総額 田原市 10,983千円 国庫補助金 7,500千円
田原市地域公共交通計画別紙 18. 協議会の開催状況と主な議論 ○令和6年6月14日(令和6年度第1回田原市地域公共交通会議) ・田原市地域公共交通計画別紙(令和7年度)(案)について[本計画の承認]	田原市地域公共交通計画別紙 18. 協議会の開催状況と主な議論 ○令和6年6月14日(令和6年度第1回田原市地域公共交通会議) ・田原市地域公共交通計画別紙(令和7年度)(案)について[承認]
表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(フィーダー補助系統) 乗車定員 29	表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(フィーダー補助系統) 乗車定員 36

### ○変更理由

田原市コミュニティバス車両が耐用年数を超過し、車両の更新が必要であったことから、当初はEVバス車両を導入し、環境負荷低減を図る予定であった。しかし、運行における車両の運用や、運行に必要な充電場所の確保が難航したため、EVバス車両の導入を見送り、ディーゼル車両を購入し、老朽化に伴い増大することが見込まれていた整備修繕費用を軽減する。

様式第1-2（日本産業規格A列4番）

24田街第213-2号

令和6年12月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 田原市地域公共交通会議  
住 所 田原市田原町南番場30番地1  
代表者氏名 鈴木 亨

### 地域公共交通計画変更認定申請書

令和6年9月25日付け国総地第125号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日 令和6年12月 日

○ 変更箇所 別紙のとおり

○ 変更理由 田原市コミュニティバス車両が耐用年数を超過し、車両の更新が必要であったことから、当初はEVバス車両を導入し、環境負荷低減を図る予定であった。しかし、運行における車両の運用や、運行に必要な充電場所の確保が難航したため、EVバス車両の導入を見送り、ディーゼル車両を購入し、老朽化に伴い増大することが見込まれていた整備修繕費用を軽減する。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

## 別紙

変更箇所	内容
地域公共交通計画別紙項目12	補助金を活用する車両を変更した。
同 項目13	車両の変更に伴う、費用総額、負担者及び負担総額を変更した。
同 項目18	協議会の開催状況と主な議論について追記した。
表8 車両の取得計画の概要	車両の変更に伴う乗車定員を変更した。

# 田原市地域公共交通計画 別紙（令和7年度）

## （地域内フィーダー系統を含む）

令和6年6月14日  
 令和6年12月 日変更  
 (名称) 田原市地域公共交通会議

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

#### 【目的】

- ・渥美半島に位置する田原市は、三方を海に囲まれる特性を持ち、田原・赤羽根・福江の各市街地拠点と点在する集落地域によって構成されており、市民の移動手段の確保・維持・改善が、まちづくりの観点からも重要となっている。
- ・本市は、地理条件や社会条件等からマイカー依存度が極めて高く公共交通利用の習慣があまりないため、公共交通の利用減少傾向に歯止めを掛けないと路線バスの廃止等により公共交通空白地域が発生するなど、自ら移動手段を持たない市民の日常生活に弊害が生じる恐れがある。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用者の外出自粛による利用減については、電車やコミュニティバスについては回復傾向にあるものの、路線バス、フェリー・高速船、タクシーの回復傾向は鈍くなっている。

#### 【幹線】

- ・伊良湖本線（渥美病院—田原駅前—保美系統）は、日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保のほか、その他の基幹交通（路線バス・鉄道）や田原市ぐるりんバスへの接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保を目的としている。

#### 【フィーダー】

- ・田原市ぐるりんバスは、日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保や基幹交通（路線バス・鉄道）への接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保を目的としている。

#### 【必要性】

#### 【幹線】

- ・田原市中心部と渥美地域とを結ぶ地域間幹線系統である伊良湖本線（渥美病院—田原駅前—保美系統）は、他に移動手段を持たない沿線地域住民の日常生活における移動手段として必要不可欠な路線（公共交通機関）である。

#### 【フィーダー】

- ・田原市ぐるりんバスは、本市が今後も移動手段を選択できる地域社会であり続けることを目として、市内公共交通の「幹」である豊橋鉄道渥美線、豊鉄バス伊良湖本線・支線とそれを補完する「枝・葉」であるコミュニティバスの役割・連携関係を明確にした上で、コミュニティバスの再編を行った。（再編運行：平成27年10月1日-）
- ・今後も、市民の通院・通学・通勤や買い物など日常生活での移動手段の確保及び幹線交通との接続により各市街地への広域的な移動手段を確保するため、交通基盤・利用環境の整備及び関係者一体となった利用促進の取組も含めた持続可能な公共交通ネットワークの確保が必要である。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

**【フィーダー】**

◇ぐるりんバス→1便当たりの利用者数を5.0人以上にする。

◇ぐるりんミニバス→1便当たりの利用者数を3.0人以上にする。

**【幹線】**

◇路線バス（伊良湖本線）の年間利用者数を23.2万人以上にする。

**【フィーダー及び幹線】**

◇路線バス及びぐるりんバスに係る市の財政負担額を185,000千円以内とする。

区分	令和5年度実績 R5.4.1～R6.3.31	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ぐるりんバス	市街地線	5.2人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
	童浦線	7.2人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
	サンテパルク線	4.1人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
ぐるりんミニバス	表浜線	3.6人／便	1便当たり利用者数を3.0人以上にする。	
	中山線	2.1人／便	1便当たり利用者数を3.0人以上にする。	

区分	令和5年度実績 R5.4.1～R6.3.31	目標	
		令和7年度	
路線バス	伊良湖本線	19.1万人／年	年間利用者数を23.2万人にする。

目標項目	令和5年度実績 R5.4.1～R6.3.31	目標	
		令和7年度	
路線バス及びぐるりんバスに係る市の財政負担額	204,176千円	185,000千円	

※第3次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）52,53頁

**（2）事業の効果****【フィーダー及び幹線】**

- ・日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保
- ・基幹交通（路線バス・鉄道）への接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保
- ・高齢者等の外出意欲の向上
- ・社会参加の促進 など

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体****（1）公共交通ガイドブックの作成・配布（フィーダー及び幹線）**

実施主体：田原市地域公共交通会議

**内容**

- ・田原市ぐるりんバスの路線・時刻、運賃制度、割引乗車制度
- ・路線バス・鉄道の時刻表
- ・バス・鉄道の利用方法
- ・乗り換え拠点における時刻表案内 等

**配布先**

- ・公共施設、病院、駅等

**（2）路線カルテを活用した、地域における利用促進事業の実施（フィーダー）**

実施主体：関連地域コミュニティ協議会

- ・路線カルテを作成し、交通会議と関連地域コミュニティ協議会が、近年の運行内容変更の経緯、乗車実績、目標に対する現況数値等の情報を共有する。
- ・路線カルテの項目にある、利用促進事業の欄に3つ以上の事業を掲げ実施する。
- ・交通会議は、関連コミュニティ協議会実施予定の利用促進事業をすべて把握し、他の関

連コミュニティ協議会に紹介して意識向上を図る。

(3) 交通系 IC カード導入の PR (幹線)

実施主体：豊鉄バス(株)・田原市地域公共交通会議

内容

- ・令和7年3月に導入予定の交通系 IC カードの PR に努め、利用者の利便性向上を図る。

(4) 路線バス通学定期券の購入補助 (幹線)

実施主体：田原市

内容

- ・市内在住の高校生に対し、路線バス通学定期代の3割を助成する事業を実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2を添付

**【幹線】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る伊良湖本線（渥美病院—田原駅前—保美系統）について、その運行に係る費用 37,011,000 円のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

**【フィーダー】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るフィーダー系統について、その運行に係る費用 113,325,512 円のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
- ・OD 調査

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

表4のとおり

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

別紙1のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
**【地域内フィーダー系統のみ】**

表5のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】**

現在ぐるりんバスを運行しているバス車両が老朽化していることから、安全運行を行うために新たな車両に更新する。(令和7年12月頃更新予定)

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

**【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】**

ノンステップバス車両1台(令和7年12月頃更新予定)

ぐるりんバス市街地線・童浦線・サンテパルク線の利用者数を増加させることで収支率を1%以上改善させる。

令和5年度利用者数: 82,396人

令和5年度収支率: 10.7%

(2) 事業の効果

ぐるりんバス(コミバス)の運行を維持することにより、市民の通学・通勤、通院や買い物など日常生活での移動手段の確保及びまちづくりの推進につながる。

新車を購入して車両更新を実施することにより、車両の不具合や故障が減少し、より安全な運行が可能になるとともに、新車両の燃費改善による運行経費の削減が期待される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額  
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】**

表8のとおり

(1) 取得計画の概要

ぐるりんバス3路線(市街地線・童浦線・サンテパルク線)で使用されている車両1台を、本事業で更新する。

(2) 取得を行う事業者

田原市

(3) 費用総額

18,483千円(消費税を除く)

(4) 負担者及び負担総額

田原市 10,983千円

国庫補助金 7,500千円

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**【フィーダー】**

（収支改善計画）

（1）車両の代替による費用削減等の内容

① 公有民営方式によるバス事業者の負担軽減

田原市がバス事業者に無償貸与することから、車両導入コスト全額が軽減する。

② 代替による田原市の費用削減

耐用年数を超過している車両の整備修繕費用は今後増大することが見込まれていたが、代替車両にすることにより、その経費が軽減される。

（2）代替車両を活用した利用促進策

① ラッピングの実施

目的：市民の方に公共交通に親しみを持ってもらい、利用していただくとともに、観光などのPRも図る。

② 地域住民への営業活動の実施

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○平成27年3月26日（平成26年度第5回 田原市地域公共交通会議）

- ・第2次田原市地域公共交通戦略計画の地域公共交通網形成計画への位置付けについて
- ・コミュニティ乗合交通の再編（案）について [H27.10再編実施]

○平成27年6月24日（平成27年度第1回 田原市地域公共交通会議）

- ・コミュニティ乗合交通の再編（案）について [H27.10再編実施]

○平成29年2月10日（平成28年度第4回 田原市地域公共交通会議）

- ・田原市コミュニティバスの運行内容の変更（案）について [H29.4路線・ダイヤ変更]

○平成30年6月19日（平成30年度第1回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市ぐるりんバス市街地線・童浦線・表浜線の運行内容の変更について [H30.10路線・ダイヤ変更]

- ・第2次田原市地域公共交通戦略計画(地域公共交通網形成計画)の一部改訂について  
○平成31年3月20日(平成30年度第5回田原市地域公共交通会議)
  - ・平成31年10月の田原市ぐるりんバス路線変更について【承認】  
[R1.10路線・ダイヤ変更]
  - ・第2次田原市地域公共交通戦略計画(網形成計画)一部見直しについて【承認】
- 令和2年6月29日(令和2年度第1回田原市地域公共交通会議)
  - ・田原市生活交通確保維持改善計画(案)について【承認】
- 令和3年6月16日(令和3年度第1回田原市地域公共交通会議)
  - ・田原市生活交通確保維持改善計画(案)について【承認】
- 令和4年6月15日(令和4年度第1回田原市地域公共交通会議)
  - ・田原市生活交通確保維持改善計画(案)について【承認】
- 令和5年6月21日(令和5年度第1回田原市地域公共交通会議)
  - ・田原市生活交通確保維持改善計画(案)について【承認】
- 令和6年6月14日(令和6年度第1回田原市地域公共交通会議)
  - ・田原市地域公共交通計画別紙(令和7年度)(案)について【承認】

#### 19. 利用者等の意見の反映状況

田原市地域公共交通会議(法定協議会)の構成員として、住民又は利用者を代表する「田原市老人クラブ連合会」「田原市地域コミュニティ連合会」「田原市商工会」「(一社)田原青年会議所」「田原市民生児童委員協議会」の参画を得ており、交通会議の場などにおいて意見を聴取している。

コミュニティバスの再編及び運行内容の変更にあたっては、運行事業者へのヒアリングを実施するとともに関係する地域コミュニティ協議会と協働して運行内容案(路線・ダイヤ・バス停・車両等)を決定し、その結果を本計画に反映している。

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	愛知県田原市田原町南番場30番地1
(所 属)	田原市都市建設部街づくり推進課
(氏 名)	大堀篤志、樽谷佳奈子
(電 話)	0531-27-8603
(e-mail)	machi@city.tahara.aichi.jp

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
田原市	豊鉄ミディ(株)	1 (1) ～ (6)	市街地線 童浦線 サンテパルク線	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R7.12 (予定)

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。